

【今号の内容】

- 栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画
- とちぎ県政出前講座「女性活躍推進法への対応」
- 「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果
- 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン
- 動画で確かめよう！学生のための労働条件セミナー
- 毎月第3日曜日は「家庭の日」です
- 先輩に学ぶパートタイマーのキャリアアップ
- とちぎ仕事と家庭の両立応援企業ローン
- 子ども・子育て支援新制度に基づく「企業主導型保育事業」
- 「子育てパパはじめの一步！イクメン入門」
- 平成27年 栃木県労働環境等調査
- 栃木労働局の組織改編

---

栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画

---

県労働政策課では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第1項の規定により、本県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を策定いたしました。

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することができるよう施策を展開して参りますので、御協力をお願いいたします。

- 1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
  - (1) 中小企業における一般事業主行動計画の策定の支援等
  - (2) 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置
- 2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備
  - (1) 男性の意識と職場風土の改革
  - (2) 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備
  - (3) ハラスメントのない職場の実現

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/fukushi/jyoseikatsuyaku.html>  
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/fukushi/documents/jyoseikatsuyakukeika ku.pdf>

---

## とちぎ県政出前講座「女性活躍推進法への対応」

---

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、平成28年4月1日から完全施行されました。

県労働政策課では、「とちぎ県政出前講座」の中に「女性活躍推進法への対応」をテーマとして設定しています。

女性活躍推進法の概要や、同法により労働者数301人以上の事業主に策定が義務付けられた一般事業主行動計画（労働者数300人以下は努力義務）の作成方法等について説明します。

### 1 対象

概ね20人以上の集会

### 2 講座の実施時間

- ・原則、午前10時から午後8時半まで
- ・1講座60分から90分まで

### 3 費用等

- ・職員の派遣費用や資料代は無料
- ・会場に係る費用は申込者負担

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/fukushi/jyoseikatsuyaku.html>  
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/fukushi/documents/jyoseikatsuyaku20151213.pdf>

---

## 「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果

---

栃木労働局は、平成27年11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に実施した重点監督の結果をまとめました。

- 1 重点監督の実施事業場：74事業場
- 2 違反状況：58事業場（78.4％）に労働基準関係法令違反あり。
  - (1) 違法な時間外労働があったもの：36事業場（48.6％）
  - (2) 賃金不払残業があったもの：9事業場（12.2％）
  - (3) 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：16事業場（21.6％）
- 3 主な健康障害防止に係る指導状況
  - (1) 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：38事業場（51.4％）
  - (2) 労働時間の把握方法が不適正のため指導したもの：13事業場（17.6％）

<http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tochigi-roudoukyoku/houdou/kijun/20160224kajuuroudoukyanpenkekka.pdf>

---

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン

---

厚生労働省では、全国の大学生等を対象に、アルバイトを始める前に労働条件の確認を促すことなどを目的とした「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施します。

**【アルバイトのトラブルで困ったとき】**

- 1 フリーダイヤルで相談したいとき  
「労働条件相談ほっとライン」に御連絡ください。  
0120-811-610  
月・火・木・金：午後5時～午後10時  
土・日：午前10時～午後5時
- 2 行政機関に相談したいとき  
お近くの労働基準監督署や「総合労働相談コーナー」（労働局や労働基準監督署の中にあります）に御連絡ください。  
（平日午前8時30分～午後5時15分）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000116758.html>

---

## 動画で確かめよう！学生のための労働条件セミナー

---

近年、劣悪な労務管理を行うなどの若者の「使い捨て」が疑われる企業等については、各方面でその存在と対応の必要性が指摘されています。

本セミナーでは、就職を希望される大学生や高校生等の皆様を対象に、みなさんがこれから就職をし、働く際に知っておきたい労働法に関する基本的な知識について、わかりやすく解説します。

- 1 労働法とは
- 2 働き始める前、働き始めるとき
- 3 働いているとき
- 4 仕事を辞めるとき
- 5 労働組合に関すること
- 6 困ったときの相談窓口

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/seminar/index.html>

---

## 毎月第3日曜日は「家庭の日」です

---

家庭は、最も大切な家族のよりどころであり、青少年が基本的な生活習慣や規範意識の基礎を身につけ、人格を形成する上で大きな役割を担う大切な場です。

そこで、家族みんなが話し合う機会をできるだけ多く持つことにより、絆を深め、明るく楽しい家庭づくりを進めるきっかけとするために、県では、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めています。

家庭では・・・

- ・話し合みましょう
- ・一緒に食事をしましょう
- ・出かけましょう
- ・地域行事に参加しましょう
- ・良い本を読みましょう

職場では・・・

- ・子どもの学校行事に参加しやすいような職場の雰囲気づくりに努めましょう。
- ・運動会など家族揃って参加できる行事を実施しましょう。
- ・定期的にノー残業デーを実施するなど、家族団ら

んのきっかけづくりを支援しましょう。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/life/seishounen/seishounen/kateinohi.html>

---

### 先輩に学ぶパートタイマーのキャリアアップ

---

パートタイムで働く人の数は、1,651万人（平成26年）と日本の雇用者全体の約3割に上ります。

少子高齢化に伴い、人口や労働力人口の減少が見込まれるなか、パートタイムで働く人の活躍の場は、ますます広がっていくことが予想されています。

企業や事業所にとっても、やる気と経験をもつ人材に定着してもらい、さらなるスキルアップ・キャリアアップを支援することが、重要な課題となっています。

厚生労働省では、スキルアップ・キャリアアップを実現した事例を紹介するハンドブックを作成いたしました。

スキルアップ・キャリアアップの実現に向けて、どのように人と関わり、どんな努力をしたのか、是非、参考になさってください。

<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/career/type/#handbook>

---

### とちぎ仕事と家庭の両立応援企業ローン

---

商工中金では、「従業員の仕事と家庭の両立等」を応援する企業を対象に「とちぎ仕事と家庭の両立応援企業ローン」を用意しています。

「従業員の仕事と家庭の両立」及び「女性の活躍」について、企業や事業所がこれから取り組もうとする内容を「いい仕事いい家庭つぎとちぎ宣言」として宣言し、県に登録された宣言企業は、商工中金から優遇された金利で、資金の御融資が受けられます。詳しくは、商工中金にお問い合わせください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/roudou/sengenboshuutyu.html>

---

## 子ども・子育て支援新制度に基づく「企業主導型保育事業」

---

厚生労働省では、新たに事業所内保育等の企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援する仕組みを創設いたします。

### 【企業主導型保育事業】

- ・ 運営費及び施設整備費の一部を助成します。
- ・ 本事業の助成対象となるのは、平成28年度以降、新たに保育施設を設置する場合や既存施設に新規受入枠（定員）を設けた場合の当該増加分となります。

なお、事業所内に保育施設を設置・運営する事業主の方を対象に支給した「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」は、平成28年度において、新規受付を行わない予定です。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyouku/0000112284.pdf>

---

## 「子育てパパはじめの一步！イクメン入門」

---

国の調査によると、夫婦の理想の子どもの数は2.42人ですが、実際の夫婦の最終的な平均子ども数は2人より少なく、理想と現実の差が広がっています。その理由の一つとして、「夫の家事・育児時間の長さ」が影響しています。

厚生労働省では、子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性（イクメン）のためのパンフレットを作成しました。これから子育てを始める、また、子育てをしている男性の方は、是非、参考になさってください。

<http://ikumen-project.jp/download/index.php>

---

## 平成27年 栃木県労働環境等調査

---

県労働政策課では、県内の事業所に雇用される労働者の労働環境等の実態を明らかにし、企業における

労働条件の改善及び労使関係の安定に資することを目的とし、労働環境等調査を実施いたしました。

#### 調査結果（主な項目）

- (1) 就業形態別雇用状況について
  - ・ 「正社員」の割合：60.1%
  - ・ 「非正規社員」の割合：39.9%
- (2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組状況について
  - ・ 労働時間等の見直しのための取組を実施している：88.9%
- (3) 育児のための両立支援制度について
  - ・ 男性の育児休業取得率：4.3%
  - ・ 女性の育児休業取得率：91.9%
- (4) 多様な正社員について
  - ・ 多様な正社員について言葉も内容も知っている：26.2%
- (5) 男女雇用機会均等について
  - ・ 管理職等へ女性を登用している事業所：29.3%

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/houdou/h27roudoukankyoutouchousa.html>

---

#### 栃木労働局の組織改編

---

栃木労働局では、平成28年4月に組織の見直しを行い、新たに「雇用環境・均等室」を設置しました。

これにより、「女性の活躍推進」や「働き方改革」などの施策を一体的に進めるとともに、これまで分かれていたパワハラ・解雇などの相談窓口とマタハラ・セクハラなどの窓口を一本化し、また、個別の労働紛争を未然に防止する取組（企業指導等）と、解決への取組（調停・あっせん等）を同一の組織で一体的に進めます。

栃木労働局雇用環境・均等室

宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎

TEL：028-634-9112

<http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tochigi-roudoukyoku/houdou/soumu/20160328sinsitupresshappyou.pdf>

**【配信停止】**

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、  
お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡くださ  
い。

栃木県産業労働観光部労働政策課

[rousei@pref.tochigi.lg.jp](mailto:rousei@pref.tochigi.lg.jp)

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225